

平成21年度第1回東京都税制調査会  
議事録

日時 平成21年4月9日(木)  
場所 都庁第一本庁舎 北側33階特別会議室N6

## 平成21年第1回東京都税制調査会

平成21年4月9日(木) 16:01~16:25

都庁第一本庁舎 北側33階特別会議室N6

【宗田税制調査担当部長】 それでは、お待たせいたしました。

只今から、平成21年度第1回東京都税制調査会を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

会長が選任されるまでの間、事務局で会を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、事務局を代表して、主税局長の熊野よりご挨拶を申し上げます。

【熊野主税局長】 主税局長の熊野でございます。

平成21年度東京都税制調査会第1回総会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、ご多忙のところ委員をお引き受けいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

また、本日は大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ご案内のとおり、米国発の金融危機に端を発しました世界同時不況は、我が国の実体経済にも深刻な影響を与えております。平成21年度の都税収入は、企業収益の急速な悪化、更には、法人事業税の一部国税化の影響によりまして、前年度当初予算対比で約7,500億円の減と、都政史上最大の減収幅となっております。

こうした中にありましても、都は雇用対策や中小企業支援、地球温暖化対策など、多岐にわたる課題に適切に対応していく必要がございます。主税局といたしましては、歳入所管局といたしまして、創意工夫を重ねながら、都政を支える歳入の確保に全力で取り組んでいるところでございます。

併せまして、中長期的な視点から都の安定的な財源を確保していくことが極めて重要になっております。少子・高齢化、グローバル化など社会経済構造が急速に変化する中、我が国税制の抜本的な改革が求められていることはご案内のとおりでございますが、百年に一度とも言われる経済危機の中、改革論議も一向に進んでおりません。しかしながら、必要な改革を先送りすればするほど、痛みは大きくなります。

東京都税制調査会には、これまでも分権社会にふさわしい税財政制度につきまして積極的にご検討をいただいております。そのご提言は、所得税から個人住民税への税源移譲など、国を動かす契機ともなり、また、宿泊税や、後ほどご報告させていただきますけれども、今年度から始めます 東京版 環境減税など、都の施策にも具体化されてまいりました。

皆様には、税制の抜本的改革の早期実現に向けまして、消費税や地方法人課税のあり方、環境税の問題など、税制全般のあり方について、引き続き地方の立場から積極的なご検討をいただき、これまでの検討成果等をさらに発展させていただければと存じます。

特別委員及び委員の先生方には、何とぞお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

【宗田税制調査担当部長】 続きまして、事務局から委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元に配付いたしました東京都税制調査会委員名簿に従いまして、本日ご出席の委員をご紹介させていただきます。

まず、東京都議会議員の内田特別委員でございます。

同じく、野島特別委員でございます。

同じく、大沢特別委員でございます。

同じく、原田特別委員でございます。

同じく、東村特別委員でございます。

同じく、曽根特別委員でございます。

立教大学教授の池上委員でございます。

新菱冷熱工業株式会社顧問の金子清委員でございます。

前東京税理士会会長の金子秀夫委員でございます。

立教大学准教授の関口委員でございます。

慶應義塾大学教授の土居委員でございます。

青山学院大学准教授の西川委員でございます。

日本大学教授の沼尾委員でございます。

中央大学総合政策学部長の横山委員でございます。

東京都副知事の菅原委員でございます。

本日ご出席の委員のご紹介は以上でございます。

続きまして、会長及び副会長の選任をお願いしたいと存じます。

本調査会の設置要綱では、会長と副会長は、委員の皆様の互選により選任していただくこととなっております。どなたかご推薦をいただければありがたいのですが。

池上委員、お願いいたします。

【池上委員】 本調査会の会長には、地方税財政及び環境政策に大変ご造詣の深い横山委員が適任であると考えます。

また、副会長につきましては、これまでこの当調査会の運営に大変尽力してこられました、内田特別委員に引き続きお願いしてはいかがでしょうかと思います。

【宗田税制調査担当部長】 会長に横山委員を、副会長に内田特別委員をとのご推薦がございました。ご推薦のとおり選任するということによろしゅうございましょうか。

(異議なし)

【宗田税制調査担当部長】 ありがとうございます。

それでは、横山会長、内田副会長、よろしくお願いいたします。どうぞ、会長席、副会長席の方へお移りください。

会長、副会長が選任されましたので、ここで知事から諮問させていただくところでございますが、知事は所用で欠席させていただいております。代理で菅原副知事から会長へ諮問させていただきます。

【菅原副知事】 それでは、知事に代わりまして諮問文を読み上げさせていただきたいと思っております。

少子・高齢化、グローバル化など社会経済の構造変革が急速に進む中、我が国税制は、国・地方を通じて抜本的な改革が求められている。しかしながら、国による改革は進まず、危機的状況に陥った国家財政、地方財政はその役割を十分に果たせないでいる。地方分権の推進、社会保障や地域福祉等のための安定財源の確保などの諸課題に的確に対応した税制を早急に実現する必要がある。

一方、地球環境問題に目を転じると、事態は一段と深刻化し、数年の間に徹底した対策を講じなければ取り返しがつかなくなるところまで来ている。環境と経済をトレードオフの関係で捉えてきた社会経済のあり方そのものを見直すとともに、税制面においても環境配慮の視点を仕組みの中に組み込んでいくことが必要である。

税制は社会経済の最も基本的なインフラの一つである。都民、国民が安心して暮らすとともに、将来世代を含め、未来に希望を抱くことができる社会経済を築くため、今こそ明確なビジョンと戦略を持って改革をデザインすることが求められている。

以上の考え方のもと、あるべき改革の早期実現を目指し、「分権」と「環境」の視点から、国・地方を通じた税制とこれに関連する諸制度のあり方について、審議を求める。

平成21年4月9日 東京都知事 石原慎太郎。

よろしくどうぞ、お願いします。

【宗田税制調査担当部長】 ありがとうございます。

それでは、ここで会長にご挨拶をいただきたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

【横山会長】 横山でございます。只今、皆様方から本調査会の会長にご推挙いただきまして、身の引き締まる思いでございます。よろしくお願いいたします。

平成12年度のこの調査会の創設以来、会長を務めてこられました神野先生の後を、私がバトンタッチということで本日より会長をお引き受けさせていただきます。

神野先生のもとでこれまで本調査会が議論を積み重ねてきて、成果を上げてきてございます。その成果を踏まえまして、皆様のお力添えを得て運営をさせていただきたいと存じます。よろしくご協力、ご支援賜りますよう、お願い申し上げます。

ところで、先ほど熊野局長の方からもお話はございましたが、今、日本社会は、少子・高齢化、グローバル化、そして地球温暖化などの進展の中で、世界同時不況の影響もございまして、いろいろな社会問題に直面しております。こうした社会問題を解決して、日本をよりよい社会に進めていくためには、いろいろな面で改革が求められているのではないかと、もちろん税制の抜本的な改革も求められているわけでございます。

そうした改革を検討する上で、私が重要なのではないかなと思っている視点がございまして、それは我が国全体の社会の持続可能性ということでございます。社会保障制度、財政、地域社会、あるいは集落、家族といったような、さまざまな面での持続可能性を高めていくことが今、極めて重要になっているという認識を持っております。

そうした日本社会そのものの持続可能性を高めていく上で、どういう税制が望ましいのかということ、原点に立ち返って皆様方と一緒に考えていくことが、この税制調査会の大きな役割の一つではないかと、このように考えてございます。

そうした持続可能性という言葉からまずもって連想するのは、環境問題でございますが、非常に厳しい地球温暖化への取り組みの難しさ、さまざまな面での環境汚染や資源の枯渇というのでございましょうか、そういうような環境問題に、私たちの社会はどう取り組んでいく必要があるのかと。また、そのときに税制の果たすべき役割というのは、どのように考えたらいいんだろうかということ、一緒にご議論していけたらなというふうに考えてございます。

また、申し上げるまでもないことかと存じますが、この調査会の本源的な使命というのは、先ほどのお話にもありましたように、地方分権時代にふさわしい地方税制の制度がどうあるべきなのかと。また、国と地方を通じた一体として税制を見た場合に、どういう税制が望ましいのかということについて探求し、提言していくことであると考えてございます。

そうしたこの調査会の使命を果たすべく、これまで神野先生のもとで積み上げてきた検討の成果を踏まえつつ、調査と検討をしっかりと行って、先ほど知事の諮問にございましたような「分権」と「環境」の視点から、さらに議論を深めていきたいということを考えております。

つきましては、委員各位におかれましては、各界でご活躍なさっておられますので大変ご多忙かと存じますが、今後ともよろしくこの調査会へのご協力と、それからご貢献をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私のご挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

【宗田税制調査担当部長】 どうもありがとうございました。

それでは、これ以降の議事につきましては、横山会長に進行をお願いしたいと存じます。横山会長、よろしくよろしくお願いいたします。

【横山会長】 では、内田副会長、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。それでは、これ以降の議事につきましては、私が進行をさせていただきます。

お手元の次第に沿って進めさせていただきますが、次第の7の(1)でございます。＜東京版＞環境減税の実施について報告がございます。事務局から説明をお願いします。

【宗田税制調査担当部長】 それでは、＜東京版＞環境減税について、ご報告させていただきます。恐縮ですが、着席して説明させていただきます。

ご案内のとおり東京都においては、この4月から＜東京版＞環境減税として、「中小企業者向け省エネ促進税制」と「次世代自動車の導入促進税制」の二つの政策減税を開始いたしました。

これらの減税は、昨年秋に当調査会から「環境問題が極めて深刻かつ重大な問題になっている21世紀においては、環境を税制の一つの基軸に据え、環境負荷に応じて負担を求めるという考え方を税体系の中に組み込んでいくことが必要である。また、そうした見直しは、できるところから実施していくことが重要であり、厳しい経済環境等を踏まえると、当面、政策減税を検討していくべきである」旨、答申をいただいたわけでございますが、この答申を踏まえ、都の環境施策を税制面から支援するため実施するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料、＜東京版＞環境減税をご覧いただきたいと存じます。初めに、1ページの中小企業者向け省エネ促進税制でございます。

この減税は、目的にございますように、中小企業者の省エネ設備の取得を税制面から支援するものでございまして、手法として、事業税の減免を用いるものでございます。減免の対象者でございますが、「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者でございます。

ご案内のとおり、東京都環境確保条例は、年間のCO<sub>2</sub>排出量が1,500キロリットル以上の大規模事業所についてCO<sub>2</sub>排出量の削減を義務化するとともに、CO<sub>2</sub>排出量が1,500キロリットルに満たない事業所については、地球温暖化対策報告書制度により、自主的な省エネの取り組みを推進することとしております。今回の減税は、この地球温暖化対策報告書を提出した中小企業者を対象とするものでございます。

次に、対象設備でございますが、にございますように、CO<sub>2</sub>排出量削減義務の対象外の事業所において取得されたもので、かつ、にございますように、省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備で、環境局が導入推奨機器として指定したものでございます。具体的には、照明、空調、太陽光発電などの設備が該当いたします。

減免額でございますが、設備の取得費の2分の1を、1,000万円を限度として、取得年度の事業税額から減免するものでございます。ただし、減免額は、当期税額の2分の1を限度といたします。

減免の適用期間でございますが、記載のとおりでございまして、地球温暖化対策報告書制度の開始時期に合わせてございます。

減免の適用件数は、年間8,000件、約40億円、制度全体の累計で4万件、200億円と見込んでおります。

恐れ入りますが、2ページの次世代自動車の導入促進税制をご覧いただきたいと存じます。次世代自動車の導入促進税制は、環境負荷の小さい次世代自動車の取得を税制面から支援するものでございまして、自動車税・自動車取得税の課税を免除するものでございます。

対象車は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車でございます。これらのいわゆる次世代自動車は、平成21年中に市場投入が予定されており、CO2排出量は、ガソリン車に比べ約4分の1から2分の1と言われております。

自動車部門の温暖化対策を推進するためには、自動車交通量の抑制とともに、低公害・低燃費車の促進ととりわけ、只今申し上げた次世代自動車の普及促進が重要であるとされておりますが、例えば、今年中に販売予定のプラグインハイブリッド自動車の想定価格は400万円とされており、かなり高額でございます。今回の減税は、国や都の購入費補助等と相まって、こうした次世代自動車の初期費用の軽減を図ろうとするものでございます。

免除額でございますが、資料でございますとおり、自動車税については、新車新規登録年度及び翌年度以降5年度分の税額を全額免除、自動車取得税については全額を免除するものでございます。

適用台数等でございますが、東京都の普及目標を踏まえ、平成21年度は、当初は軽自動車タイプが主ということで300台、500万円を見込んでおり、制度全体の累計では、1万5,000台、30億円を見込んでおります。

以上、簡単ではございますが、報告事項の説明とさせていただきます。

【横山会長】 ありがとうございます。

遅れてみえた林先生をご紹介したいと思います。

お願いします。林委員です。

それでは、今、事務局からの説明につきまして、委員各位何かご質問やご意見はございでしょうか。よろしゅうございでしょうか。

(なし)

【横山会長】 では、こういうことで、グリーン化ということの取り組み、いわゆるタックス・イクスベンディチャーというんでございでしょうか、そういうような形で促進をしていくということでございます。ありがとうございました。

それでは、次に、21年度の日程について事務局から説明をお願いします。

【宗田税制調査担当部長】 日程でございますが、小委員会は4月から10月にかけて、7回程度開催したいと考えてございます。

その上で、11月ごろ、中間報告審議のため、総会を2回程度開催させていただきたいと存じます。

日程については、以上でございます。

【横山会長】 今、日程についてのお話がございましたが、よろしゅうございでしょうか。

(異議なし)

【横山会長】 ありがとうございます。

では、今年度は事務局からの説明のとおり、進めさせていただきたいと存じます。

他にご意見、ご質問ございでしょうか。

(なし)

【横山会長】 それでは、事務局から何か連絡事項はございますか。

【宗田税制調査担当部長】 以上で総会のすべての日程は終了したわけでございますが、この後、東京都税制調査会第1回小委員会を4時40分ごろから開催したいと思いますので、小委員会の先生方には控

室の方でお待ちいただき、40分になりましたら、当会議室にまたお集まりいただければと存じます。

以上でございます。

【横山会長】 ありがとうございます。

それでは、これで第1回東京都税制調査会を終了させていただきたいと思います。

本日はお忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございました。

今後ともよろしく願いいたします。